

# 一般社団法人 福井県子ども会育成連合会 表彰規程

(目的)

## 第 1 条

一般社団法人 福井県子ども会育成連合会（以下「本会」という。）が行う表彰は、この規程の定めるところにより、子ども会、ならびに子ども会活動助成にあたっている指導者（指導者組織も含む）、育成者（育成者組織も含む）等に対して、その業績を表彰し、本県の子ども会活動の振興を図ることを目指す。

(被表彰者【団体】)

## 第 2 条

表彰の対象は、次のとおりとする。

- 1 個人表彰 指導者、育成者、青年指導者として、おおむね 7 年以上にわたり継続して子ども会活動の指導または育成に従事し、その功績が顕著であるもの。
- 2 団体表彰 子ども会、ジュニア・リーダー組織、指導者組織および育成組織とし、おおむね 10 年以上にわたり継続して活動し、その業績が顕著であるもの。
- 3 ジュニア・リーダー活動奨励賞 2 年以上にわたり、ジュニア・リーダーとして優れた活動を行い、他の模範となるもの。

(推薦者)

## 第 3 条

推薦者は、各市町の子ども会連合会の代表者、または各市町教育委員会とする。

(推薦方法)

## 第 4 条

第 3 条に基づく推薦者は第 2 条の区分によって、それぞれ原則として別表のとおり推薦を行うことができる。ただし、ジュニア・リーダー活動奨励賞についてはその限りではない。

(選考)

## 第 5 条

選考は本会役員をもって構成する選考委員会で行う。

(表彰)

## 第 6 条

- 1 表彰の時期は原則として年 1 回とし、県子ども会事業の開催時に行う。
- 2 被表彰者（団体）には、表彰状に記念品を添えて授与する。

(感謝状の贈呈)

## 第 7 条

感謝状の贈呈を行う場合は、その都度、理事会において決定する。

(改廃)

## 第 8 条

この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(その他)

## 第 9 条

本規程に定めのない事項については、その都度、理事会の協議により決定する。

## 附則

本規程は昭和49年3月1日より施行する。

一部改正 昭和52年9月12日、昭和62年9月18日

平成18年6月10日、平成24年4月 1日

平成25年4月 1日

平成27年4月 1日（平成27年3月21日 理事会決議）

別 表 福井市（7件）、坂井市（4件）、他市（3件）、町（2件）